

作成日 令和7年12月1日

令和8年度 施行

## 役場庁舎施設管理業務委託

( 総務課 危機対策係 )

公示用

## 役場庁舎施設管理業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
施設管理業務					
建築物環境衛生管理技術者選任委任業務					
管理技術者選任		12	ヶ月		
残留塩素測定		53	回		
残留塩素・PH等測定		53	回		
水質検査 大腸菌		6	回		
鼠、昆虫等防除点検記録		2	回		
諸 経 費		1	式		
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

## 芽室町役場庁舎施設管理業務仕様書

項 目	業 務 内 容
<p>建築物環境衛生管理 技術者選任委任業務</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定建築物（役場庁舎）の維持管理を環境衛生上適正に行うため、建築物環境衛生管理技術者免状取得者を選任し、委任業務に従事すること。</li> <li>2 委任業務               <ol style="list-style-type: none"> <li>①建築物維持管理報告書作成 1回（5月）</li> <li>②残留塩素測定（飲料水） 53回</li> <li>③残留塩素・PH等測定（雑用水） 53回</li> <li>④水質検査 大腸菌 6回</li> <li>⑤鼠、昆虫等防除点検記録 2回（1月・7月）</li> <li>⑥関係法令執行状況の確認業務</li> </ol> </li> </ol>
<p>遵守事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 常に一定の服装（会社名・氏名）により業務に従事するほか、身分証明書を携行すること。</li> <li>2 業務中に異常事故等が発生した場合は、直ちに臨機適切な処置をし、委託者に報告のうえ指示を受けること。</li> <li>3 業務従事者は、業務終了後、別に定める業務日誌に記入のうえ、委託者に報告すること。</li> </ol>